

## ○静岡県消費生活条例施行規則（抜粋）

### （会長及び副会長）

- 第16条 審議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （部会）

- 第18条 審議会に、条例第31条及び第32条の規定によりその権限に属することとされた事項を処理させるため、消費者苦情処理部会（以下「苦情処理部会」という。）を置く。
- 2 審議会は、その定めるところにより、苦情処理部会以外の部会を置くことができる。
  - 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
  - 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
  - 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
  - 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

### （会議）

- 第19条 審議会及び部会は、会長が招集し、審議会は会長が、部会は部会長がその議長となる。
- 2 審議会及び部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
  - 3 審議会及び部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 静岡県消費者教育推進県域協議会について

### 1 概 要

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」第20条に基づき、本県の消費者教育の総合的体系的かつ効果的な推進に向け、構成員相互の情報の交換及び調整を行うため、「静岡県消費者教育推進県域協議会」を設置している。

また、令和4年4月に県内東・中・西部に地域消費者行政推進連携協議会を設置し、各地域の消費者教育における課題への対応、市町との連携強化や市町支援などに取り組んでいる。

### 2 静岡県消費者教育推進県域協議会

- (1)設置年月日 平成27年4月1日
- (2)根拠法令 消費者教育の推進に関する法律
- (3)設置の目的 消費者教育を効果的、体系的に推進するため、県の役割と推進体制を明確にするとともに、多様な主体の連携による実効性のある協議を行う
- (4)構成団体 構成員は、下表の団体・機関等から推薦のあった者を充てる

団体・機関等	
1	常葉大学
2	静岡県弁護士会
3	静岡県司法書士会
4	静岡県消費者団体連盟
5	静岡県生活協同組合連合会
6	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会
7	公益社団法人日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会
8	静岡県金融広報委員会
9	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
10	静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部
11	静岡県教育委員会事務局教育政策課
12	静岡県教育委員会事務局義務教育課
13	静岡県教育委員会事務局高校教育課
14	静岡県教育委員会事務局特別支援教育課
15	静岡県教育委員会事務局社会教育課
16	静岡県くらし・環境部県民生活課
17	静岡県東部県民生活センター
18	静岡県中部県民生活センター
19	静岡県西部県民生活センター
20	静岡県賀茂広域消費生活センター

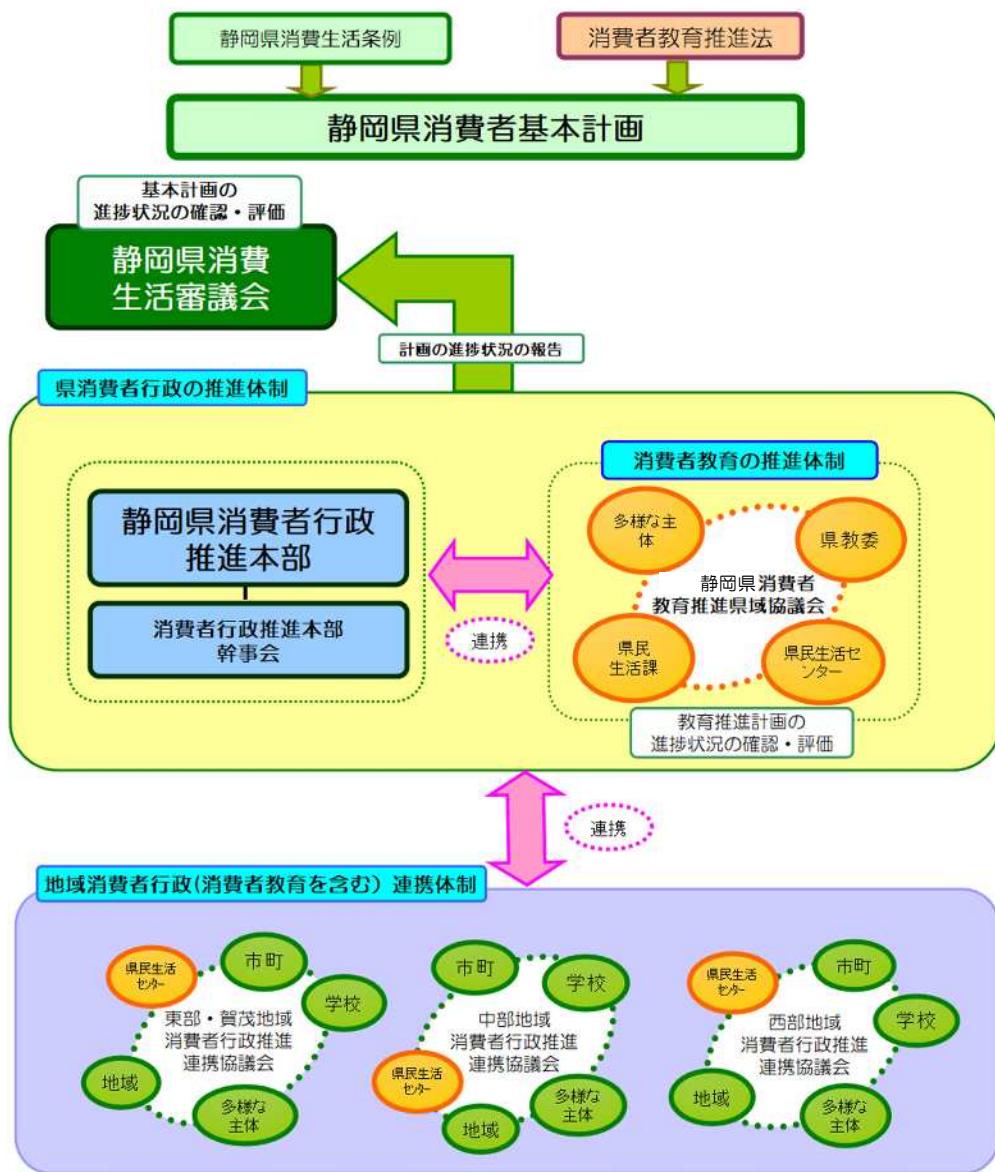
## (5)所掌事務

- ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する構成員の情報交換及び調整
- ②静岡県消費者教育推進計画の策定に関する構成員の意見の調整
- ③静岡県消費者教育推進計画の進捗状況の確認
- ④消費者教育推進に係る調査、研究等
- ⑤その他、消費者教育の推進に必要な事務

## (6)静岡県消費者教育推進計画

「静岡県消費者基本計画」(2022年度～2025年度)のうち大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を消費者教育推進計画に位置づける。

## (7)静岡県消費者基本計画の推進体制



## 3 令和7年度開催実績、予定

	開催時期	内 容
第1回	令和7年6月23日(月)	静岡県消費者基本計画の総括 第2次静岡県消費者基本計画の策定について
第2回	令和7年10月8日(水)	第2次静岡県消費者基本計画の策定について
第3回	令和8年3月	本年度の実績、次年度の取組について